

《介護保険給付対象サービス及び食費、居住費》

別表 1

令和 6 年 8 月 1 日現在の基本料金表（概算）です。

介護サービス費は、処遇改善加算Ⅱ・地域区分 5 級地を含む。

	段 階	介護サービス費	食 費	居室料	一日あたり
要介護 1	第 1 段階	844 円	300 円	880 円	2,024 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,324 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,214 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,514 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,355 円
	2 割負担	1,688 円	1,445 円	2,066 円	5,199 円
	3 割負担	2,532 円	1,445 円	2,066 円	6,043 円
要介護 2	第 1 段階	926 円	300 円	880 円	2,106 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,406 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,296 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,596 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,437 円
	2 割負担	1,851 円	1,445 円	2,066 円	5,362 円
	3 割負担	2,776 円	1,445 円	2,066 円	6,287 円
要介護 3	第 1 段階	1,015 円	300 円	880 円	2,195 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,495 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,385 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,685 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,526 円
	2 割負担	2,030 円	1,445 円	2,066 円	5,541 円
	3 割負担	3,045 円	1,445 円	2,066 円	6,556 円
要介護 4	第 1 段階	1,101 円	300 円	880 円	2,281 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,581 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,471 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,771 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,612 円
	2 割負担	2,201 円	1,445 円	2,066 円	5,712 円
	3 割負担	3,301 円	1,445 円	2,066 円	6,812 円
要介護 5	第 1 段階	1,183 円	300 円	880 円	2,363 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,663 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,553 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,853 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,694 円
	2 割負担	2,366 円	1,445 円	2,066 円	5,877 円
	3 割負担	3,548 円	1,445 円	2,066 円	7,059 円

【第 1～4 段階について】所得に応じて、食費・居住費が減額されます。各市区町村の介護保険担当窓口にて「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、審査が通り、証書が発行され、施設に提示することが必要です。

《介護保険給付対象サービス加算》

別表2

令和6年8月1日現在の概算です。利用日数により若干の増減があります。

加算項目	加算料金			算定	備考
	1割負担	2割負担	3割負担		
サービス提供体制加算Ⅰ (☆ア)	27円	53円	79円	日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上の場合 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合
サービス提供体制加算Ⅱ (☆ア)	22円	43円	64円	日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上の場合
サービス提供体制加算Ⅲ (☆ア)	8円	15円	22円	日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の場合 ②常勤職員が75%以上の場合 ③勤続7年以上の職員が30%以上の場合
看護体制加算Ⅰ (☆イ)	6円	11円	16円	日	常勤の看護師を1人以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ (☆ウ)	10円	19円	29円	日	常勤換算で看護職員を利用者25人に対して1人以上、かつ、基準+1人以上、かつ、施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合
看護体制加算Ⅲ1 (☆イ)	15円	30円	45円	日	看護体制加算Ⅰの要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前3ヶ月間の利用総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること
看護体制加算Ⅳ1 (☆ウ)	28円	55円	83円	日	看護体制加算Ⅱの要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前3ヶ月間の利用総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること

夜勤職員配置 加算Ⅱ(☆エ)	22円	43円	64円	日	夜勤を行う職員が基準より1人以上 上回っている場合
夜勤職員配置 加算Ⅳ(☆エ)	25円	49円	73円	日	夜勤を行う職員(喀痰吸引できる介 護職員の配置)が基準より1人以上 上回っている場合
機能訓練体制 加算	15円	30円	45円	日	常勤専従の理学療法士等を1人以上 配置している場合
認知症専門ケ ア加算Ⅰ (☆オ)	4円	7円	10円	日	認知症介護に関する専門的な研 修修了者を利用者20人に対して 1人以上配置し、認知症ケアに対 する会議を定期的実施してい る場合
認知症専門ケ ア加算Ⅱ (☆オ)	6円	11円	16円	日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を 満たし、認知症介護指導者研修 修了者を1人以上配置し、介護 職員、看護職員ごとに研修計画 を作成、実施した場合
処遇改善加算 Ⅰ(☆カ)	サービス単位数に0.140乗じる				
処遇改善加算 Ⅱ(☆カ)	サービス単位数に0.136乗じる				
処遇改善加算 Ⅲ(☆カ)	サービス単位数に0.113乗じる				
処遇改善加算 Ⅳ(☆カ)	サービス単位数に0.090乗じる				

☆ア☆イ☆ウ☆エ☆オ☆カ→すべて、いずれか一つ

◆生活機能向 上連携加算Ⅰ (☆キ)	121円	241円	361円	月	リハビリを行っている事業所等の 理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士、医師と施設職員が共同で、個別 訓練計画を作成し、ICTでの動画等 で状態を把握し助言した場合
◆生活機能向 上連携加算 ⅡⅠ(☆キ)	240円	479円	719円	月	リハビリを行っている事業所等の 理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士、医師と施設職員が共同で、個別

					訓練計画を作成し、計画的に機能訓練した場合
◆生活機能向上連携加算Ⅱ2(☆キ)	121円	241円	361円	月	生活機能向上連携加算Ⅱ1の要件を満たし、かつ個別機能訓練加算を算定している場合
◆若年性認知症受入加算	144円	287円	431円	日	若年性認知症者に対し、個別担当者を定め、サービス提供を行った場合
◆認知症緊急対応加算	240円	479円	719円	日	認知症の症状が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急に短期入所生活介護を利用した場合(7日間のみ)
◆個別機能訓練加算	68円	135円	203円	日	下記すべてを満たす場合 ①機能訓練体制加算の要件を満たしていること ②機能訓練指導員等が「個別機能訓練計画」を作成していること ③②の計画に基づき、理学療法士等が「機能訓練」を実施していること ④機能訓練指導員が3ヶ月ごとに1回以上は利用者の居宅を訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること
◆送迎加算	221円	441円	662円	回	居宅と事業所間の送迎を行った場合
◆医療連携強化加算	70円	140円	209円	日	下記すべてを満たす場合 ①看護体制加算Ⅱを算定している ②看護職員による定期的な巡視を行っている ③主治医と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応を取り決めている ④急変時の医療提供の方針について、利用者から同意を得ている

◆看取り連携体制加算	77 円	154 円	231 円	日	医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、利用者や家族の意思を尊重して、医師、看護職員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員が連携を保ちながら「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った看取りをする場合（死亡日を含めて 30 日以内に 7 日を上限として算定する）
◆口腔連携強化加算	61 円	121 円	181 円	月	施設職員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り算定する
◆在宅中重度者受入加算 1 (☆ク)	505 円	1,009 円	1,513 円	日	<u>「ショートステイを利用している中重度者が、自宅で訪問看護サービスを利用していた場合に、該当訪問看護事業所の看護職員がショートステイ先を訪問し、健康管理等が実施された場合で」</u> (※1)、なおかつ看護体制加算 I 又は III のどちらか 1 つを算定している場合
◆在宅中重度者受入加算 2 (☆ク)	500 円	1,000 円	1,500 円	日	<u>(※1) の条件を満たし、なおかつ</u> 看護体制加算 II 又は IV のどちらか 1 つを算定している場合
◆在宅中重度者受入加算 3 (☆ク)	495 円	990 円	1,485 円	日	<u>(※1) の条件を満たし、なおかつ</u> 看護体制加算 (I と II) または (III と IV) いずれかの加算も算定している場合
◆在宅中重度者受入加算 4 (☆ク)	510 円	1,019 円	1,529 円	日	<u>(※1) の条件を満たし、なおかつ</u> 看護体制加算を算定していない場合

◆緊急短期入所受入加算	108 円	216 円	323 円	日	居宅サービス計画外に、緊急に短期入所生活介護を利用した場合（7日（やむを得ない事情の場合は14日）を限度）
◆長期利用者提供減算（☆ケ）	-36 円	-72 円	-108 円	日	連続して 30 日以上短期入所生活介護を利用した場合 31 日目 60 日まで減算
◆連続 61 日以上減算（☆ケ）	-38 円 (-42 円)	-76 円 (-83 円)	-114 円 (-124 円)	日	連続して 60 日以上短期入所生活介護を利用した場合 61 日目から減算（要介護 1 の場合）
◆療養食加算	10 円	19 円	29 円	食	療養食を提供した場合

◆→対象者のみ

☆キ☆ク☆ケ→いずれか一つ

【地域区分について】

地域区分 5 級地 1 単位 → 10.55 円 利用負担額はうち 1～3 割。